

# お知らせ

## 建設コンサルタント等業務における最低制限価格の改正について

令和6年9月1日以降に公告、指名通知を行うものから適用

以下の業務等について、【算定式】及び【設定範囲】の変更を行います。

なお、【算定式】及び【設定範囲】の変更を除き、運用・取扱い等の変更はございません。

### 【最低制限価格の算定式】

ア～ウまたはエに掲げる額の合計額×1.1

改正前	改正後
○測量業務 ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額×100分の48	ア 直接測量費の額 イ 測量調査費の額 ウ 諸経費の額×100分の <u>50</u>
○建築関係の建設コンサルタント業務 ア 直接人件費の額 イ 特別経費の額 ウ 技術料等経費の額×100分の60 エ 諸経費の額×100分の60	変更なし
○土木関係の建設コンサルタント業務 ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額×100分の90 エ 一般管理費等の額×100分の48	ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額×100分の90 エ 一般管理費等の額×100分の <u>50</u>
○地質調査業務 ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額×100分の90 ウ 解析等調査業務費の額×100分の80 エ 諸経費の額×100分の48	ア 直接調査費の額 イ 間接調査費の額×100分の90 ウ 解析等調査業務費の額×100分の80 エ 諸経費の額×100分の <u>50</u>
○補償関係コンサルタント業務 ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額×100分の90 エ 一般管理費等の額×100分の45	ア 直接人件費の額 イ 直接経費の額 ウ その他原価の額×100分の90 エ 一般管理費等の額×100分の <u>50</u>

【最低制限価格の設定範囲】

最低制限価格の下限值及び上限値は各業務で以下のとおり。

改正前	改正後
○測量業務 上限値：予定価格×100分の80 下限値：予定価格×100分の60	上限値：予定価格×100分の <u>82</u> 下限値：予定価格×100分の60
○建築関係の建設コンサルタント業務 上限値：予定価格×100分の80 下限値：予定価格×100分の60	上限値：予定価格×100分の <u>81</u> 下限値：予定価格×100分の60
○土木関係の建設コンサルタント業務 上限値：予定価格×100分の80 下限値：予定価格×100分の60	上限値：予定価格×100分の <u>81</u> 下限値：予定価格×100分の60
○地質調査業務 上限値：予定価格×100分の85 下限値：予定価格×3分の2	変更なし
○補償関係コンサルタント業務 上限値：予定価格×100分の80 下限値：予定価格×100分の60	上限値：予定価格×100分の <u>81</u> 下限値：予定価格×100分の60
○市長が必要と認める業務 上限値：予定価格×100分の80 下限値：予定価格×100分の60	上限値：予定価格×100分の <u>81</u> 下限値：予定価格×100分の60